

見附市不育症医療費助成事業のご案内

不育症治療にかかった医療保険対象内・外の医療費を一部助成します。



不育症とは

妊娠はするが、流産、死産などを繰り返して結果的に子どもを持ってない場合不育症と呼ばれます。一般的には2回連続した流産・死産があれば不育症と診断し、原因を探索します。

《対象者》

次の①②をすべて満たす、法律上の婚姻をしている夫婦

- ① 治療期間及び申請する日に、妻が市内に住所を有する方
- ② 医療機関で不育症と診断され、治療の必要がみとめられた方



※所得による制限はありません。

《助成対象の医療費》

医療機関で受けた保険診療対象内・外の不育症治療等にかかる費用

※入院時の差額ベッド代、食事代、文書料など直接治療に関係ない費用は対象となりません。

※母子手帳交付後の保険適用の医療費は妊産婦医療費を申請してください。保険適用外は母子手帳の交付後も引き続き不育症医療費助成の対象になります。

※他の地方公共団体などから助成金を受けた場合は、その助成の支給期間の費用は対象となりません。

《助成額・助成期間》

●保険適用内の診療を受けた医療費（母子手帳交付前の分）

自己負担額のうち、以下の一部負担金を除いた2分の1の額(1円未満の端数は切捨て)を助成します。

一部負担金

通院	1日	530円（同一医療機関で月4回まで。5回目からはいただきません。）
入院	1日	1,200円
調剤		一部負担金はいただきません。

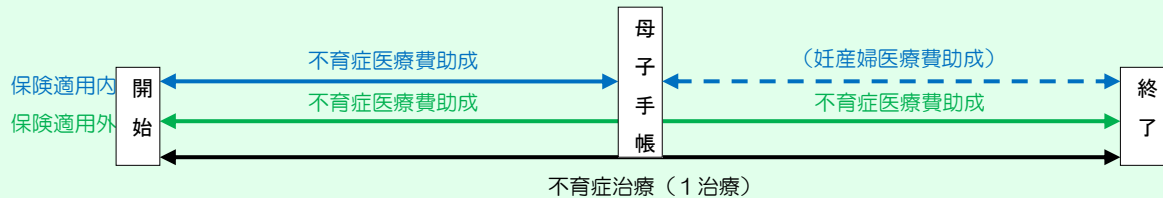
母子手帳交付後は妊産婦医療費助成申請書で申請していただきますので、不育症医療費の助成額に含みません。

●保険適用外の診療を受けた医療費（1 治療が終わるまでの分）

自己負担額のうち、2分の1の額（1 円未満の端数は切捨て）を助成します。

母子手帳の交付に関わらず 1 治療に要した費用が対象です。

見附市不育症治療費助成事業申請書（申請額）＝**助成額**＋**助成額**＝**30 万円以下**



1 年度につき 30 万円を限度に通算 5 年間まで助成します。

《申請時の持ち物》

- 1 見附市不育症治療費助成事業申請書
- 2 見附市不育症治療等受診等証明書（医療機関記入）
- 3 助成対象の治療に係る医療機関の発行する領収書及び診療報酬明細書の原本
（2 の受診等証明書で証明を受けた金額・治療期間分のものをすべて）
- 4 妻名義の振込先口座が分かるもの（通帳・キャッシュカード等）
- 5 妻のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）
- 6 妻の顔写真付きの身分証明証（マイナンバーカード・運転免許証等）

※住民基本台帳の確認ができない場合は、確認できる書類の提出が必要です。

《申請期限》

申請期限は治療が終了した日（出産または流産等の判定日）から 6 か月以内です。治療途中は申請できませんが、治療終了後お早めに申請をお願いします。

助成金は、申請していただいた口座に振り込みます。

問い合わせ先

〒954-8686 見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号
見附市教育委員会こども課
こども家庭センター 子育て応援係（市役所 4 階）
電話 0258-62-1700
Fax 0258-63-5003



助成申請のQ&A

対象要件に関すること

Q1：夫が見附市在住で妻が市外在住の場合、助成を受けることができますか。

A：受けられません。妻の住所が見附市にあり、法律上の婚姻をしていることを条件としています。妻が見附市在住で夫が市外在住の場合は受けることができますが、妻の住所が見附市にない場合や事実婚は助成対象外です。

Q2：見附市転入前に不育症治療を開始し、令和6年8月に夫婦で転入してきました。令和6年7月中の治療については、対象になりますか。

A：見附市に妻が住民登録をしている夫婦が、不育症治療を受けた場合を対象としています。この場合は、令和6年8月の転入日以降に受けた最初の治療日分から対象になります。

申請に関すること

Q3：見附市から転出した後に、見附市に住んでいた期間の不育症治療費について申請できますか。

A：申請日現在、妻が見附市に住民登録をしている夫婦を対象としています。妻の転出後には申請できません。

Q4：不育症治療を令和6年4月から開始して治療継続中ですが、治療費が60万円を超えた時点で申請できますか。

A：治療中は申請できませんので、治療終了後6か月以内に申請してください。治療期間の終了は、その妊娠に関する出産(流産等を含む)をしたときです。

Q5：第2子の不育症治療費は、対象になりますか。

A：第何子目の治療であっても対象になります。

Q6：夫が申請してもよいのですか。

A：申請者は必ず妻になります。助成金額は申請者本人の指定口座に振り込ませていただきます。

Q7：通算5年度までとは

A：申請をした年(4月1日から3月31日まで)を1年度と数えます。

＊初年度申請後に、次年度に申請をせず、その翌年に申請した場合、初年度からは3年目ですが、通算2年度と数えます。

＊1年度(4月1日から3月31日まで)に何度か申請をした場合も、1年度と数えます。

Q8：同じ年に、1回目は不育症治療をしていて4か月で流産して、その後すぐに、妊娠して2回目も流産となりました。この場合は、どうなりますか。

A：まずは、1回目の治療終了後、6か月以内に申請してください。審査後、1年度の上限額30万円の範囲で、自己負担額の2分の1の額(1円未満の端数は切り捨て)を助成いたします。その後、同じ年度内に2回目の申請をされた場合は、1年度の上限額30万円から、1回目の助成額を差し引いた額の範囲で、自己負担額の2分の1を助成いたします。

〔例〕 1回目の治療が、令和5年4月～令和5年8月で治療が終わった。

治療費等に40万円かかり、20万円の助成を受けた。

2回目の治療が令和5年10月～令和6年3月に治療が終わった。

治療費等に30万円かかった。

⇒この場合、2回目は、30万円から1回目の20万円を引いた10万円が助成対象となりますので、30万円かかっても、10万円が助成されることとなります。

⇒ただし、2回目が年度をまたがり、令和5年12月～令和6年4月に終わった場合は、助成金額は、30万円の2分の1の15万円となり、次回申請時の上限は、残りの15万円となります。

助成内容に関すること

Q9：大学病院で不育症の診断を受け、その病院から紹介された産婦人科で受けた治療は対象になりますか。

A：不育症の診断ができる病院から紹介された医療機関で受けた治療であれば助成の対象になります。(その場合、「見附市不育症治療医療機関等証明書」(第2号様式)の「診断及び治療実施医療機関」と「治療実施医療機関」について双方の病院による証明が必要です。)

Q10：不育症治療の検査をして治療に至らなかった場合は、検査費用は助成の対象になりますか。

A：助成対象になりません。ただし、不育症を判断するために検査をおこない、その後不育症治療を受ける場合は、助成対象になります。